

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

令和 6 年 6 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会の「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下「取外規則」という。）では、PTS 信用取引¹の取扱時間を東京証券取引所（以下「東証」という。）の立会内取引の取引時間とあわせて、午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から午後 3 時までの間と規定している。

今般、東証の立会内取引の取引時間が延伸されることを踏まえ、取外規則の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

認可会員²の PTS 信用取引の取扱時間を午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から午後 3 時 30 分までの間とする。

（取外規則第 6 条の 7 第 3 項）

III. 施行の時期

この改正は、令和 5 年 9 月 20 日付け東証業務規程の改正の施行日から施行する（令和 6 年 11 月 5 日予定）。

※ 本改正は、東証の売買制度の見直しに伴う形式的なものであることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

¹ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 10 号に規定する PTS で行われる信用取引をいう。

² 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する上場株券等の私設取引システム運営業務の認可を受けた会員をいう。

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

令和 6 年 6 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 3 章 売買の監理 (PTS 信用取引取扱規則) 第 6 条の 7 認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた PTS 信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。 1 (現行どおり) 2 認可業務のうち PTS 信用取引 (信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のための売買を含む。第 3 項において同じ。) を取り扱う時間 3 ～ 9 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 認可会員は、第 1 項第 2 号に規定する認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間については、午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から<u>午後 3 時 30 分</u>までの間としなければならない。 4 ～ 10 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和 5 年 9 月 20 日付け株式会社東京証券取引所業務規程の改正の施行日から施行する。	第 3 章 売買の監理 (PTS 信用取引取扱規則) 第 6 条の 7 (同 左) 1 (省 略) 2 (同 左) 3 ～ 9 (省 略) 2 (省 略) 3 認可会員は、第 1 項第 2 号に規定する認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間については、午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から<u>午後 3 時</u>までの間としなければならない。 4 ～ 10 (省 略)